

鳥取県監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成21年度決算に係る財政的援助を与えているもの等（財政的援助団体等）の出納その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成23年2月7日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
鳥取県監査委員 内 田 博 長
鳥取県監査委員 山 田 幸 夫

第1 監査結果報告

1 監査の概要

(1) 監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査の実施に当たり、監査対象の団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

ア 県が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（以下「出資団体」という。）について、関係法令等を遵守し、出資団体の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

イ 県が、公の施設の管理を委託している団体（以下「指定管理者」という。）について、関係法令等を遵守し、委託業務を行う上で公の施設の管理運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

ウ 県が、原則として、補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）を5,000万円以上交付している団体又は単県補助金等を1,000万円以上交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）について、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査実施団体に出向くことを基本とし、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取して行う監査

イ 書面監査

監査実施団体に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(3) 監査実施団体の数

区 分	監査対象 団体の数	監査実施 団体の数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
出資団体	36	19	19	0
指定管理者	12	7	6	1
補助金等交付団体	107	24	13	11
合 計	155	50	38	12

注 団体の数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理者としている。

(4) 監査実施期間

平成22年7月22日から同年12月8日まで

(5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	山	本	光	範
監査委員	米	田	由起	枝
監査委員	伊	木	隆	司
監査委員	山	根	真	知子
監査委員	内	田	博	長
監査委員	山	田	幸	夫

なお、地方自治法第199条の2の規定により、監査委員 伊木隆司は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターについて監査を行っていない。

2 監査結果

(1) 概要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の事務処理について不適正な事項があったので、その度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等を指摘事項として、(2)の実施団体別の状況に記載するとともに、関係する部局長に対し、該当する団体を指導するよう求めた。

監査処置基準（抜粋）

指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの

また、次に掲げるものを注意事項（事務処理について不適正の度合いが指摘に至らない比較的軽易なもの）として、別途文書により、関係する部局長に対し、該当する団体を指導するよう求めた。

ア 予算事務

予算流用の手続誤り

イ 収入事務

多額の未収債権

ウ 支出事務

決裁権者でない者の決裁による支払その他支出事務手続の不適正

エ 契約事務

契約書の記載内容の不備、予定価格の未決定その他契約事務手続の不適正

オ 補助金等の執行に関する事務

実績報告書の記載内容の誤り、実績報告書の金額誤り（補助金の過大支出：1万円未満）その他補助金等の執行に関する事務手続の不適正

カ 財産管理事務

使用許可手続の未実施

キ その他

財務諸表の記載内容の誤りその他事務手続の不適正

(2) 実施団体別の状況

ア 企画部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
学校法人鳥取家政学園	平成22年11月25日	補助金等	187,076,160円
学校法人 i s m	平成22年11月19日 (書面監査)	補助金等	27,217,000円

株式会社鳥取県情報センター	平成22年12月8日	出資金額	40,000,000円
		出資比率	50.0%
財団法人とっとり地域連携・総合研究センター	平成22年11月10日	出資金額	912,000,000円
		出資比率	91.2%
		補助金等	80,045,383円
智頭急行株式会社	平成22年12月8日	出資金額	152,500,000円
		出資比率	33.8%
		補助金等	360,000,000円
社団法人鳥取県バス協会	平成22年11月10日	補助金等	12,916,000円

注1 監査実施団体の所管部局は、団体の主たる業務内容を所管する部局で区分している。(以下同じ。)

2 実施日欄に日付のみ記載している団体は実地監査を行った団体であり、日付とともに(書面監査)と記載している団体は書面監査を行った団体である。(以下同じ。)

3 財政的援助等の概要欄の補助金等の金額は、県が平成21年度に支出している補助金、分担金、負担金、利子補給金、給付金、交付金で相当の反対給付を受けないものの額及び貸付金額(平成20年度以前の貸付金の残高を含む。)の合計額である。(以下同じ。)

4 財政的援助等の概要欄の出資比率の数値は、小数点第2位以下の切捨てをしている。(以下同じ。)

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

イ 文化観光局所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
財団法人鳥取県文化振興財団 〔指定管理施設〕 ・県民文化会館 ・倉吉未来中心	平成22年11月25日	出資金額	2,000,000,000円
		出資比率	100%
		指定管理	286,359,138円
		補助金等	302,000円
財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 〔指定管理施設〕 ・童謡館	平成22年11月18日	出資金額	12,000,000円
		出資比率	50.0%
		指定管理	67,973,675円
		補助金等	10,872,656円
財団法人とっとりコンベンションビューロー 〔指定管理施設〕 ・米子コンベンションセンター	平成22年11月17日	出資金額	500,000,000円
		出資比率	51.4%
		指定管理	81,536,816円
		補助金等	47,741,000円
財団法人鳥取県観光事業団 〔指定管理施設〕 ・鳥取砂丘こどもの国 ・氷ノ山自然ふれあい館 ・鳥取二十世紀梨記念館 ・中国庭園燕趙園 ・夢みなとタワー ・とっとり花回廊	平成22年11月17日 及び18日	出資金額	500,000円
		出資比率	100%
		指定管理	669,127,000円
		補助金等	456,750円

注1 実施団体欄の指定管理施設の名称は、「鳥取県（立・営）」の名称は省略している。（以下同じ。）

2 財政的援助等の概要欄の指定管理の項の金額は、県が指定管理者と締結した管理運営に関する協定に基づいて平成21年度に支出した委託料であり、指名指定管理者の場合は精算後の額である。（以下同じ。）

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ウ 福祉保健部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 〔指定管理施設〕 ・福祉人材研修センター	平成22年11月18日	指定管理	26,376,865円
		補助金等	378,279,462円
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 〔指定管理施設〕 ・鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園 ・皆生尚寿苑 ・障害者体育センター	平成22年11月18日	指定管理	6,286,000円
		補助金等	33,908,113円
社会福祉法人こうほうえん	平成22年11月5日 (書面監査)	補助金等	127,393,000円
社会福祉法人だんのさと	平成22年11月18日	補助金等	63,192,512円
社会福祉法人親誠会	平成22年12月6日 (書面監査)	補助金等	47,081,186円
社会福祉法人立石会	平成22年11月25日 (書面監査)	補助金等	63,847,672円
社会福祉法人ソウェルよどえ	平成22年11月29日 (書面監査)	補助金等	43,907,312円
社会福祉法人ふれあい	平成22年12月2日	補助金等	38,121,000円
学校法人稲葉幼稚園	平成22年11月18日	補助金等	65,325,000円
財団法人鳥取県保健事業団	平成22年11月17日	出資金額	200,000円
		出資比率	28.5%

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

○ 鳥取県軽費老人ホーム運営費補助金について、誤った算定基準額を記載した実績報告書を提出し、補助金を過大に受領していた。（社会福祉法人親誠会：所管 長寿社会課）

エ 生活環境部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チユウブ共同企業体 〔指定管理施設〕 ・東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除	平成22年11月18日	指定管理	109,710,000円

く。)			
鳥取県住宅供給公社	平成22年12月2日	出資金額	4,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	3,950,737,014円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

オ 商工労働部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県信用保証協会	平成22年12月1日	出資金額	2,942,189,000円
		出資比率	28.9%
		補助金等	168,306,530円
倉吉商工会議所	平成22年11月25日 (書面監査)	補助金等	39,204,000円
社団法人鳥取県トラック協会	平成22年11月24日 (書面監査)	補助金等	98,029,000円
株式会社さかいみなと貿易センター	平成22年11月10日	補助金等	1,450,824,658円
境港貿易振興会	平成22年11月10日	補助金等	11,131,000円
財団法人鳥取県産業振興機構	平成22年7月22日	出資金額	15,000,000円
		出資比率	51.7%
		補助金等	8,251,264,178円
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	平成22年12月2日	出資金額	3,254,729,320円
		出資比率	100%
		補助金等	862,171,415円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

[指摘事項]

- 電子顕微鏡EDS検出器の修繕業務契約について、契約締結事務が遅延していた。(地方独立行政法人鳥取県産業技術センター：所管 産業振興総室)

カ 農林水産部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
全国農業協同組合連合会鳥取県本部	平成22年10月29日 (書面監査)	補助金等	23,708,193円
鳥取西部農業協同組合	平成22年11月10日	補助金等	24,566,176円
鳥取県農業会議	平成22年11月17日	補助金等	132,344,436円
財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構	平成22年7月22日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	50.0%
		補助金等	188,043,887円
社団法人鳥取県畜産推進機構	平成22年12月2日	補助金等	175,283,619円
財団法人鳥取県林業担い手育成財団	平成22年11月18日	出資金額	279,100,000円

		出資比率	39.8%
		補助金等	19,249,557円
財団法人鳥取県造林公社	平成22年7月22日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	23,399,328,871円
智頭町森林組合	平成22年11月16日 (書面監査)	補助金等	224,981,226円
鳥取県中部森林組合	平成22年11月16日 (書面監査)	補助金等	200,202,015円
鳥取日野森林組合	平成22年11月19日 (書面監査)	補助金等	41,320,258円
財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金	平成22年11月17日	出資金額	275,000,000円
		出資比率	45.8%
境港水産物市場管理株式会社 〔指定管理施設〕 ・境港水産物地方卸売市場及び境漁港	平成22年11月10日	指定管理	139,634,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

キ 県土整備部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県土地開発公社	平成22年7月22日	出資金額	10,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	2,959,329円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項ともなかった。

ク 西部総合事務所所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
大山町観光協会大山観光局 〔指定管理施設〕 ・大山駐車場	平成22年11月10日	指定管理	0円

注 大山駐車場の管理運営費用は、施設利用料により賄うことになっているため、県は指定管理者に対し管理委託料を支払っていない。

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ケ 教育委員会所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
財団法人鳥取県教育文化財団 〔指定管理施設〕	平成22年11月17日	出資金額	100,000円
		出資比率	100%

・生涯学習センター		指定管理	62,257,000円
財団法人鳥取県育英会	平成22年11月10日	補助金等	21,039,067円
財団法人鳥取県体育協会 〔指定管理施設〕	平成22年12月1日 及び2日	出資金額	500,000円
・布勢総合運動公園		出資比率	42.0%
・倉吉体育文化会館		指定管理	426,005,360円
・米子屋内プール		補助金等	113,742,084円
・米子産業体育館			
・武道館			
財団法人鳥取県体育協会・株式会社ジー コミュニケーションネットワーク共同企 業体	平成22年12月2日	指定管理	54,778,000円
〔指定管理施設〕			
・鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール			
鳥取県ライフル射撃協会	平成22年11月19日	指定管理	445,000円
〔指定管理施設〕	(書面監査)		
・ライフル射撃場			
鳥取県高等学校体育連盟	平成22年12月2日	補助金等	26,189,452円
株式会社S C 鳥取	平成22年12月1日	補助金等	16,129,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

第2 監査意見

1 総務部、文化観光局、福祉保健部、生活環境部、西部総合事務所、教育委員会共通

指定管理者制度の適正な執行について（業務効率推進課、文化政策課、福祉保健課、障がい福祉課、長寿社会課、公園自然課、西部総合事務所県民局、スポーツ健康教育課）

指定管理施設については、これまでも指定管理者制度の適正な執行を図るよう意見を述べたところであるが、平成21年度決算においても、協定書等に定める指定管理者の職員等の施設内駐車場に係る許可手続が行われていない施設が30施設のうち11施設あった。また、財産台帳及び物品台帳が整備されていない施設も6施設あった。

これは、指定管理者だけでなく県の所管課においても、協定書等の内容確認が不十分であることによるものである。

については、県は、協定書等の内容を再度点検し、指定管理者制度の適正な執行を図られたい。

2 生活環境部

崎津住宅団地について（住宅政策課）

鳥取県住宅供給公社（以下「公社」という。）が保有する崎津住宅団地は、平成11年3月の財団法人崎津地区開発促進公社解散に伴い、鳥取県の要請で住宅用地として、9.1ヘクタール、1,571百万円（全額県からの借入金）で購入したものである。しかし、県西部地域の住宅事情を考えれば事業化の見込みはないことから、平成17年度決算に係る監査において、県が公社から買い取り、県有地として適正に管理することについて意見を述べたところである。

公社は、新たな宅地造成は行わないことを理事会で決定しており、現在は保有する分譲宅地の販売と賃貸住宅の管理及び県営住宅の管理代行事務を行っているのみである。公社が保有する分譲宅地については、原則、時価評価を行い簿価の切下げを行っているが、崎津住宅団地については時価評価を行っていない。これは、平成20年2月に公社が当該団地を売り出すときの、簿価と売却価格との差額は県が補填するという県の議会への説明を根拠としているが、正式に県が文書で約束したものではなく会計処理の根拠として十分では

ない。

については、県は、公社がそのまま崎津住宅団地を保有し続けるのであれば、事業の経緯を踏まえ、売却に対する損失補償契約を結ぶ等、公社の会計処理の適正化を図られたい。

3 農林水産部

中海干拓農地について（農地・水保全課）

財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「機構」という。）が保有している中海干拓農地については、国営土地改良事業で造成し配分された223.6ヘクタールのうち現在24.8ヘクタール（11.1パーセント）が売れ残っている状況である。機構は販売促進に取り組んでいるが、平成18年度以降売渡実績はない。

販売を促進するには、県と機構が連携した販売体制の強化や営農が可能な合理的な価格となるよう抜本的な見直しが必要である。

なお、機構の前身である旧財団法人鳥取県農業開発公社が県と締結した覚書の中で、「売渡しができなかった場合には、県の責任において処分に当たるものとする。」とされている。

また、保有干拓農地については、現在、国からの購入価格に現在までの維持管理費を含めた額で資産計上されているが、干拓地内の公売価格とは大きく乖離し、含み損が生じており、機構にとっては多大な損失が発生することが懸念される。

については、県は、機構との役割分担を明確にし、販売体制の強化を図るとともに、機構が配分を受けることとなった経緯及び公益財団法人への移行の動きを踏まえ、売却によって発生が想定される損失に対する具体的な対応策を検討されたい。

4 教育委員会

学生寮の運営について（人権教育課）

財団法人鳥取県育英会が運営している学生寮（明倫館、清和寮）について、県は建設費の助成を行ったほか、毎年度運営費を助成している。

同会については、平成18年度決算に係る監査において、補助事業に関する会計処理手続の根拠となる財務会計規程等の整備及び公益法人会計基準に基づく財務諸表の作成について意見を述べたところである。

しかし、平成21年度に整備された会計規程は内容が不十分な上、財務諸表に至っては未だに作成されておらず、監査意見に適切に対応しているとは言い難い状況であった。

これは、同会には事務局に固有の職員がおらず、本来は指導すべき立場の人権教育課が事務局となり、県職員が慣れない法人運営業務を行うなど、体制が十分でないことに起因していることが考えられる。

同会は、新公益法人への移行の準備を行っているところであるが、法人としての自立が十分でない状況で、事実上学生寮の運営だけを行うための法人を維持存続させることが必要であるのか疑問である。また、事務局の現状を考えれば、新公益法人への移行を機会に改めて学生寮の運営主体を検討すべき時期と考える。

については、県は、補助金等の適正かつ効率的な執行の観点から、学生寮の運営のあり方について、同会と十分協議し、検討されたい。